

第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年7月25日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催
場所

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル3階
「グレイス」

議決権行使期限

2024年7月24日（水曜日）午後6時まで

目次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 報酬額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件	
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件	
第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う 退職慰労金打切り支給の件	
第9号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	
事業報告	28
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告書	57



(証券コード 7623)

2024年7月8日

(電子提供措置の開始日 2024年7月3日)

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
株式会社 サンオータス
代表取締役社長 北野 俊

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sunautas.co.jp/ir/convocation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「サンオータス」又は「コード」に当社証券コード「7623」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年7月24日(水曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル3階「グレイス」
3. 目的事項
報告事項 (1) 第73期(2023年5月1日から2024年4月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第73期(2023年5月1日から2024年4月30日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
第9号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません。(ただし、お身体の不自由な株主様の介助の方はご入場いただけます)

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
本定時株主総会におきましては、**お土産の配布を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、本株主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。
- ◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集通知への記載にかえて、インターネット上の電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。
  - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://sunautas.co.jp>) においてお知らせいたします。**

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第73期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 **19円00銭**

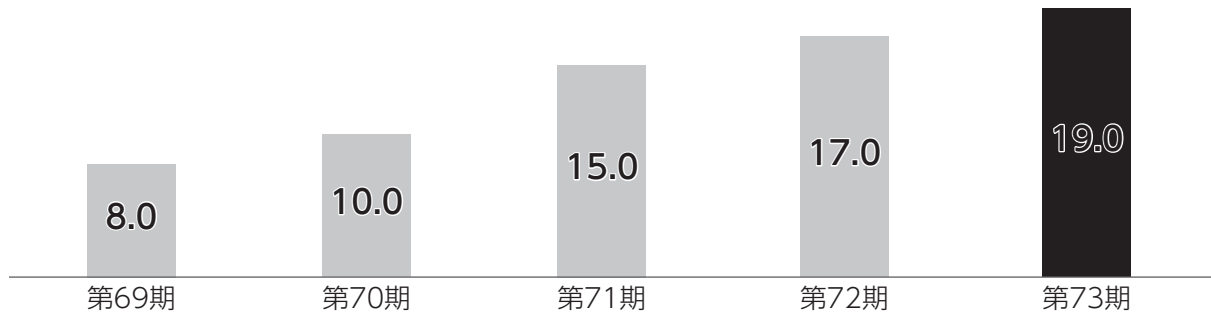
総額 **61,233,865円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年7月26日

### 配当金推移

■ 1株当たり配当金（円）



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定および機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                         | 変更案                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主名簿管理人)<br>第9条 (条文省略)<br>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> | (株主名簿管理人)<br>第9条 (現行どおり)<br>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ</u>公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により、<u>これを選定する。</u></p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>監査等委員である取締役を除き、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。</u></p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに、各取締役に對し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、これを定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p><b>第5章 監査役および監査役会</b><br/>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 (条文省略)<br/>(監査役の員数)</p> <p>第32条 (条文省略)<br/>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (条文省略)<br/>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (条文省略)<br/>(常勤監査役)</p> <p>第35条 (条文省略)<br/>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (条文省略)<br/>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して</u>株主総会の決議によって、これを定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                 | 変更案                                    |
|--------------------------------------|----------------------------------------|
| (監査役会の議事録)                           |                                        |
| 第38条 (条文省略)                          | (削除)                                   |
| (監査役会規程)                             |                                        |
| 第39条 (条文省略)                          | (削除)                                   |
| (監査役の報酬等)                            |                                        |
| 第40条 (条文省略)                          | (削除)                                   |
| (監査役の責任免除)                           |                                        |
| 第41条 (条文省略)                          | (削除)                                   |
| 第6章 会計監査人                            | 第5章 会計監査人                              |
| 第42条 (条文省略)                          | 第32条 (現行どおり)                           |
| 第43条 (条文省略)                          | 第33条 (現行どおり)                           |
| 第44条 (条文省略)                          | 第34条 (現行どおり)                           |
| (会計監査人の報酬等)                          | (会計監査人の報酬等)                            |
| 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p><u>第6章 監査等委員会</u><br/> <u>(監査等委員会の設置)</u></p>                                                                                                                                                                                    |
| (新設) | <p>第36条 当社は監査等委員会を置く。<br/> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>                                                                                                                                                                                    |
| (新設) | <p>第37条 監査等委員会は、その決議により常勤の<br/> <u>監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                                                                                        |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第38条 監査等委員会を招集するには、会日の4<br/> 日前までに、各監査等委員にその通知を<br/> 発するものとする。ただし、緊急やむを<br/> 得ない時は、この期間を短縮すること<br/> ができる。<br/> ② 監査等委員の全員の同意があるときは、<br/> 招集手続きを経ないで監査等委員会を開<br/> 催することができる。<br/> <u>(監査等委員会規程)</u></p> |
| (新設) | <p>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は<br/> この定款に別段の定めがある場合を除<br/> き、監査等委員会において定める監査等<br/> 委員会規程による。</p>                                                                                                                                        |

| 現行定款                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>2024年7月開催の第73期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>2024年7月開催の第73期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通りどおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しております。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名       | 当社における地位及び担当          | 取締役会への出席状況 |
|-------|----------|-----------------------|------------|
| 1     | 再任 北野 俊  | 代表取締役社長兼執行役員<br>営業本部長 | 13回／13回    |
| 2     | 再任 中村 直  | 取締役兼執行役員<br>モビリティ部長   | 13回／13回    |
| 3     | 再任 久米 健夫 | 取締役兼執行役員<br>管理本部長     | 13回／13回    |

|   |      |               |    |
|---|------|---------------|----|
| 1 | 北野 俊 | (1967年9月13日生) | 再任 |
|---|------|---------------|----|

#### ■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|           |                         |          |                                |
|-----------|-------------------------|----------|--------------------------------|
| 1990年 4月  | (株)横浜銀行入行               | 2003年 7月 | 当社常務取締役                        |
| 2001年 5月  | (株)横浜銀行より出向<br>当社経営企画室長 |          | カーライフサポート事業部長                  |
| 2001年 7月  | 当社取締役経営企画室長             | 2004年 7月 | 当社代表取締役社長（現任）<br>カーライフサポート事業部長 |
| 2001年 10月 | (株)横浜銀行退社               | 2005年 2月 | 当社カービジネス事業部長兼務                 |
| 2003年 1月  | 当社取締役管理本部長              | 2008年 6月 | 当社営業本部長（現任）兼務                  |
|           |                         | 2023年 7月 | 当社執行役員（現任）                     |

#### ■ 取締役候補者とした理由

2004年7月の代表取締役社長就任以来、中長期的な視点での経営スタンス、新たな事業構想とともに迅速果敢な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮してサンオータスグループの経営基盤強化ならびに企業価値向上に必要な人材であると判断し、取締役候補者としました。

■ 所有する当社株式の数 117,200株

2

なか むら  
中 村なおし  
直

(1965年11月6日生)

再任

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|          |             |          |                |
|----------|-------------|----------|----------------|
| 1990年 4月 | 当社入社        | 2016年 7月 | 当社カービジネス事業部長   |
| 2004年 6月 | 当社レンタ・リース部長 |          | ライフサポート事業部長兼務  |
| 2007年 3月 | 当社執行役員      | 2020年 4月 | 当社モビリティ部長 (現任) |
| 2008年 7月 | 当社取締役 (現任)  | 2023年 7月 | 当社執行役員 (現任)    |

■ 取締役候補者とした理由

当社においてレンタ・リース部長、カービジネス事業部長、ライフサポート事業部長を歴任し、豊富な経験と知見および実績を有し、モビリティ部長として「MaaS」ビジネスの構築など成長戦略路線の拡充に適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

■ 所有する当社株式の数 7,100株

3

く め たけ お  
久 米 健 夫

(1963年2月19日生)

再任

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

|           |                       |          |                 |
|-----------|-----------------------|----------|-----------------|
| 1986年 4月  | (株)横浜銀行入行             | 2016年 7月 | 当社執行役員総務部長      |
| 2015年 11月 | (株)横浜銀行より出向<br>当社総務部長 | 2017年 7月 | 当社取締役管理本部長 (現任) |
|           |                       | 2018年 6月 | (株)横浜銀行退社       |
|           |                       | 2023年 7月 | 当社執行役員 (現任)     |

■ 取締役候補者とした理由

これまでの金融機関および当社管理本部長としての豊富な業務経験ならびに見識を有しており、総務および財務面などの経営管理強化に継続して注力できる人材として適任と判断し、取締役候補者としてしました。

■ 所有する当社株式の数 1,600株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通りどおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                            | 当社における地位及び担当      | 在任期間 | 取締役会への出席状況 |
|-------|-------------------------------|-------------------|------|------------|
| 1     | 新任<br>たか はし り いち ろう<br>高橋 理一郎 | 社外<br>独立<br>社外取締役 | 9年   | 12回／13回    |
| 2     | 新任<br>ふじ た かず よし<br>藤田 和由     | 社外<br>独立<br>社外取締役 | 2年   | 13回／13回    |
| 3     | 新任<br>お じま いく お<br>小嶋 郁夫      | 社外<br>独立<br>社外監査役 | 6年   | 13回／13回    |
| 4     | 新任<br>きた むら とし かず<br>北村 俊和    | 社外<br>独立<br>社外監査役 | 10年  | 13回／13回    |



1

たか はし り いち ろう  
高 橋 理一郎

(1947年10月17日生)

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                                                      |          |                                |
|-----------|------------------------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1977年 4月  | 横浜弁護士会入会                                             | 2015年 7月 | 当社社外取締役（現任）                    |
| 1980年 11月 | 横浜綜合法律事務所設立、同代表弁護士                                   | 2021年 3月 | (株)さいか屋社外取締役退任                 |
| 2014年 1月  | 横浜綜合法律事務所から分離・独立、R<br>&G横浜法律事務所へ名称変更、同事務<br>所代表パートナー | 2021年 3月 | R&G横浜法律事務所退所、同事務所<br>代表パートナー退任 |
| 2015年 5月  | (株)さいか屋社外取締役                                         | 2022年 4月 | R鎌倉経営法律事務所設立、同事務所<br>代表弁護士（現任） |

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての豊富な経験と専門的見地および独立的、客観的な立場から議案審議および取締役会の意思決定について適切に様々な意見、助言を行っており、引続き法律に関する高度な専門的知識と広い見識をもとに独立した立場から様々な助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

■ 所有する当社株式の数 0 株

2

ふじ た かず よし  
藤 田 和 由

(1956年4月30日生)

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                              |          |                             |
|-----------|------------------------------|----------|-----------------------------|
| 1979年 4月  | (株)ヤナセ入社                     | 2020年 3月 | ヤナセバイエルンモーターズ(株)代表取<br>締役会長 |
| 2009年 12月 | 同社執行役員 静岡営業本部本部長             | 2021年 4月 | 同社退職                        |
| 2012年 10月 | 同社横浜本部長                      | 2022年 7月 | 当社社外取締役（現任）                 |
| 2013年 10月 | 同社常務執行役員                     |          |                             |
| 2014年 12月 | ヤナセバイエルンモーターズ(株)代表取<br>締役 兼務 |          |                             |

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

輸入自動車業界での長期にわたる経験、企業経営および営業戦略における高い知見を有しており、独立的、客観的な立場から議案審議および取締役会の意思決定について適切に様々な意見、助言を行っており、引続き当社経営に貢献いただくことが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

■ 所有する当社株式の数 0 株

3 お じま いく お  
小 嶋 郁 夫 (1951年12月26日生)

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                           |          |              |
|----------|---------------------------|----------|--------------|
| 1971年 4月 | 神奈川県警察入庁                  | 2010年 3月 | 神奈川県幸警察署長    |
| 2006年 3月 | 神奈川県警察本部総務部管理官            | 2012年 3月 | 神奈川県警察退職     |
| 2007年 3月 | 神奈川県警察本部警備部災害対策課長         | 2012年 4月 | 総合警備保障(株)入社  |
| 2008年 3月 | 神奈川県浦賀警察署長                | 2017年 3月 | 同社退職         |
| 2009年 3月 | 神奈川県警察本部生活安全部生活安全<br>総務課長 | 2018年 7月 | 当社社外監査役 (現任) |

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

警察官として長年の豊富な経験、高い公共性を有しており、当社の事業全般にわたり、高い倫理観、社会性を持ち、独立した立場から様々な助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 所有する当社株式の数 0 株

4 きた むら とし かず  
北 村 俊 和 (1952年11月6日生)

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                          |           |                                |
|----------|--------------------------|-----------|--------------------------------|
| 1976年 4月 | (株)横浜銀行入行                | 2012年 11月 | 同組合退職                          |
| 1994年 6月 | 同行十日市場支店兼横浜若葉台支店長        | 2013年 6月  | (株)コーエーテックモホールディングス社<br>外監査役   |
| 2005年 6月 | (株)はまぎん事務センター常務取締役       | 2014年 7月  | 当社社外監査役 (現任)                   |
| 2006年 4月 | (株)横浜キャリアサービス代表取締役社<br>長 | 2021年 6月  | (株)コーエーテックモホールディングス社<br>外監査役退任 |
| 2008年 8月 | 横浜銀行健康保険組合常務理事           |           |                                |

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関における長年の経験と企業経営および財務等に関する豊富な知見を有しており、独立した立場から様々な助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

■ 所有する当社株式の数 0 株

- (注) 1. 高橋理一郎氏、藤田和由氏、小嶋郁夫氏、北村俊和氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は高橋理一郎氏、藤田和由氏、小嶋郁夫氏、北村俊和氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、監査等委員である社外取締役への選任が承認された場合、高橋理一郎氏、藤田和由氏とは当該契約を継続、小嶋郁夫氏、北村俊和氏とは取締役として、あらためて当該契約を締結する予定であります。
3. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 独立性に関する事項  
 監査等委員である社外取締役候補者の高橋理一郎氏、藤田和由氏、小嶋郁夫氏の3名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届出ており、監査等委員である社外取締役に選任され、就任した場合には独立役員の届出を継続します。
- また、北村俊和氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件について、独立役員の属性に関して該当事項（主要取引先である横浜銀行を退職後10年超を経過）がありますが、独立性への影響ならびに一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏が監査等委員である社外取締役に選任され、就任した場合には独立役員の届出を行います。
5. 高橋理一郎氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって9年、藤田和由氏は2年となります。また、小嶋郁夫氏の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって6年、北村俊和氏は10年となります。

第3号議案ならびに第4号議案が承認可決された場合の取締役会の構成および専門性、経験は以下のとおりです。

(なお、以下の一覧表は各役員が有するすべての知見を表すものではありません。)

専門性と経験

| 氏名     | 地位            | 企業経営 | 営業戦略<br>マーケティング | 法務<br>コンプライアンス | 財務・会計 | 備考  |
|--------|---------------|------|-----------------|----------------|-------|-----|
| 北野 俊   | 代表取締役社長       | ●    | ●               |                | ●     |     |
| 中村 直   | 取締役           |      | ●               |                |       |     |
| 久米 健夫  | 取締役           |      |                 | ●              | ●     |     |
| 高橋 理一郎 | 監査等委員である社外取締役 | ●    |                 | ●              |       | 弁護士 |
| 藤田 和由  | 監査等委員である社外取締役 | ●    | ●               |                |       |     |
| 小嶋 郁夫  | 監査等委員である社外取締役 |      |                 | ●              |       |     |
| 北村 俊和  | 監査等委員である社外取締役 | ●    |                 |                | ●     |     |

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1992年3月23日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額120百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しております。また、当社は、第5号議案から第7号議案が承認可決された場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、本招集ご通知42頁から43頁に記載した内容から、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において変更する予定であり、変更後の方針の概要は、後述の本招集ご通知26頁から27頁【ご参考】欄に記載のとおりであります。当該方針において定められる基本報酬および業績評価報酬の額、報酬の構成比率、ならびに第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合の取締役の員数などに照らし、取締役に対して付与する金銭報酬に関する報酬枠を設定する本議案については、必要かつ合理的な内容となっており相当な内容と判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役は3名（社外取締役は0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額50百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じ上げます。

本議案は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当な内容と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役は4名（すべて社外取締役）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年3月23日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、第5号議案において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額120百万円以内に改定することにつき、ご承認をお願いいたしております。今般、当社は、第2号議案が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額15百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、第5号議案から第7号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、本招集ご通知42頁から43頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本招集ご通知26頁から27頁の【ご参考】欄に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

#### (1)無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

#### (2)現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下

記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。



### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを2024年6月17日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案通り承認された場合に再任される取締役北野俊氏、中村直氏、久米健夫氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する支給の時期は、取締役を退任される時とし、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は本招集ご通知42頁から43頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

打切り支給の対象者となる取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名               | 略歴                                              |
|------------------|-------------------------------------------------|
| きたの とし<br>北野 俊   | 2001年7月 当社取締役経営企画室長<br>2004年7月 当社代表取締役社長（現在に至る） |
| なかむら なおし<br>中村 直 | 2004年6月 当社レンタ・リース部長<br>2008年7月 当社取締役（現在に至る）     |
| くめ たけお<br>久米 健夫  | 2015年11月 当社総務部長<br>2017年7月 当社取締役（現在に至る）         |

## 第9号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます監査役江畑敏行氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、支給の方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                | 略歴                                       |
|-------------------|------------------------------------------|
| えばた としゆき<br>江畑 敏行 | 2004年6月 当社経理部長<br>2016年7月 当社常勤監査役（現在に至る） |

### 【ご参考】

第5号議案から第7号議案が原案通り承認された場合、本招集ご通知42頁から43頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要を以下のとおり変更する予定です。

- ①当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬については、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び中長期にわたる株主との価値共有と中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」から構成します。「基本報酬」と「業績連動報酬」は月例により、「株式報酬」は毎年一定の時期に支給します。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬については、基本報酬のみで構成します。
- ②「基本報酬」の額については、同業他社等の報酬水準および昨今の経済情勢等を勘案し、経営にかかわる責任に応じた報酬テーブルを作成し、適正な水準を確保することとします。

- ③「業績連動報酬」の額については、前事業年度の期首に設定した各業績指標（連結収益・企業価値・資産効率等）の目標達成状況に応じて支給することとします。
- ④「株式報酬」として譲渡制限付株式を交付します。「株式報酬」の額については、経営にかかわる責任に応じた基準額を設定することとします。
- ⑤取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の月例報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」の比率は、8：2となることを目安に構成します。
- ⑥取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬額については、上記方針を踏まえた上で、取締役会決議により決定します。
- 具体的決定にあたっては、報酬決定の公正性・透明性・客観性を担保する観点から、独立社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」にて審議し、その意見を尊重して取締役会において審議、決定するものとします。
- 監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

以 上

# 事業報告

(2023年5月1日から  
2024年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動制限の解除以降は物価上昇による企業や家計への影響は懸念されていますが、緩やかに回復する傾向にあります。

当社グループ事業の環境につきましては、石油製品販売業界においては、原油価格(WTI原油)は、1バレル60ドル台後半から90ドル台で推移しました。原油価格が高止まりしていることから、政府はガソリン価格高騰を抑える施策として元売事業者等を対象に、燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施しております。

自動車販売業界におきましては、半導体をはじめとした部品不足の問題が解消に向かい、新車の生産体制は改善に向かっていますが、外国メーカー車の新規登録台数は継続している円安や輸送コスト増加もあり、当連結会計年度は241,522台（前連結会計年度比1.3%減）となりました。(出典：日本自動車輸入組合輸入車登録台数速報)

以上の結果、売上高は16,634百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益246百万円（前連結会計年度比14.3%減）、経常利益265百万円（前連結会計年度比7.0%減）を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は261百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。なお、セグメント間の取引については、相殺消去前の数値によって表示しております。

## 【エネルギー事業】

(石油製品販売、カーケア商品販売、車検・整備)

サービスステーション (SS) におきましてはガソリン価格上昇や鶴見SSのリニューアル実施のための一時閉鎖もあり、燃料油の販売量については微減となりましたが、SNS等を利用した宣伝広告の強化を継続して実施し、油外商品の拡販、車検およびコーティングの新規顧客獲得を図っております。また、お客様のリピーター化を図るため、EneKey、ENEOSカード、ENEOSアプリの獲得にも注力しています。今期から本格的にスタートした新商品の「ENEOS新車のサブスク」(カーリース)につきましても実績が上がり始めております。以上の取組みにより、洗車、オイル等の油外製品の販売が堅調に推移したこともあり増収・増益となりました。

車検・整備部門は、継続した展示会への出展効果によりエンジン洗浄機器の販売が大きく伸長し、増収・増益となりました。

この結果、売上高は10,578百万円(前連結会計年度比3.0%増)となりました。また、セグメント利益は402百万円(前連結会計年度比1.7%増)となりました。

## 【カービジネス事業】

(プジョー、ジープの輸入車正規ディーラー、オリックスレンタカー、モビリティ事業)

輸入車販売においては、新車の生産台数は回復基調にあり、供給体制は改善されてきておりますが、販売台数については新車、中古車ともに伸びが鈍化しており、前期比微増の実績となっております。また、収益面では円安等による車両価格の高騰等も影響し、利益率は低下する傾向にあり、回復が遅れております。

一方、整備・車検部門については、早期入庫の徹底や生産性の改善を継続して実施しており、増収・増益の実績となっております。

レンタカーにつきましましては、法人・代車チャネルが好調に推移しており、増車も実施していることから売上増加に寄与しています。ニーズに合わせて保有レンタカーの稼働を適切に管理し、コストの最適化に努めた結果、前連結会計年度に比べ、大幅な増収・増益となりました。

モビリティ事業では、行政、自治体、関連団体と連携し、地域活性化且つ脱炭素社会形成に即した移動手段（モビリティサービス）の開発を継続しています。3月には川崎市脱炭素先行地域取組みの一環である「川崎市脱炭素共同研究事業」の次年度継続が決定、引き続きマルチモビリティステーションの開設など川崎市と協力して進めてまいります。その他、前期より開始した神奈川県、京急電鉄との3者間による「脱炭素化及び地域課題の解決に向けた連携協定」や、横浜市「MM21エコモビリティチャレンジ」及び「広域シェアサイクル事業」、横須賀市による「よこすかルートミュージアム」など、それぞれの実証データを基に地域受容に沿った事業モデル更新を計画しています。

他エリアでも積極的に展開を図り、実証から実装に向けて、今後も拠点数拡張とともに適切なモビリティサービスを提供してまいります。

この結果、売上高は、5,512百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は61百万円（前連結会計年度比37.7%減）となりました。

## 【ライフサポート事業】

（損害保険・生命保険募集業務）

当事業では、来店型保険ショップ『ほけんの窓口』を神奈川県で3店舗を展開しております。集客増に伴い相談件数は増加し、提案力も向上していることから、業績は改善基調の傾向にあります。

また、当社グループ顧客等に対して継続して「サンオータスほけん」を展開し、火災保険、自動車保険等の総合サービスの拡充を進めており、前年比で売上、損益面ともに改善につながっております。

この結果、売上高は167百万円（前連結会計年度比3.0%増）、セグメント損失は6百万円（前連結会計年度はセグメント損失22百万円）となりました。

## 【不動産関連事業】

(ビルメンテナンス業、不動産賃貸業)

不動産関連部門につきましては、老朽化により閉店した新吉田SSをモビリティサービス付き共同住宅に改築し、2023年6月に竣工、売上は増加しましたが、建築費用の償却負担や既存物件の改修等一時的な費用の発生により減益となりました。今後は安定的な収益計上が見込まれております。

総合ビル・メンテナンス部門におきましては、提案型営業、新規案件の開拓を継続しております。採算性を意識した活動により、売上は微減となりましたが、利益は増加しております。

この結果、売上高は487百万円（前連結会計年度比1.9%増）、セグメント利益は118百万円（前連結会計年度比4.3%減）となりました。



## 事業の部門別売上高

(単位：千円)

| 事業・商品別          | 金額         |
|-----------------|------------|
| 1. エネルギー事業      |            |
| 石油製品及びその他石油商品関連 | 10,271,585 |
| 車検・整備           | 279,511    |
| その他商品           | 27,555     |
| 計               | 10,578,653 |
| 2. カービジネス事業     |            |
| 新車売上            | 2,101,190  |
| 中古車・整備          | 2,205,415  |
| レンタカー           | 1,206,011  |
| 計               | 5,512,616  |
| 3. ライフサポート事業    |            |
| 保険部門            | 167,703    |
| 計               | 167,703    |
| 4. 不動産関連事業      |            |
| 不動産関連営業収入       | 487,194    |
| 計               | 487,194    |
| 合計              | 16,746,167 |

- (注) 1. 石油製品は、ガソリン・軽油・灯油の合計額となっております。  
 2. 中古車・整備には、中古車売上とサービス売上が含まれております。  
 3. 不動産関連営業収入には、不動産賃貸収入等が含まれております。

### (2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は857百万円であり、その主なものは、試乗車用車両の購入等によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当期においては、該当事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内及び世界経済は、ウクライナ・中東情勢の長期化や円安の為替相場によるエネルギーや原材料価格、配送コスト等の高騰により先行き不透明な状況が続くものと予想されます。エネルギー事業においては、低燃費車の普及を背景とした構造的な石油製品の需要後退と世界的な脱炭素社会の実現に向けた電気・水素等の代替エネルギーの普及が進みつつあります。また、カービジネス事業においては、消費者の志向が「所有」から「利用」へ変化しつつある中で、多様化したモビリティサービス（MaaS）へのニーズが高まりつつあります。

このような状況のなか、2022年5月よりスタートした中期経営計画（2022年5月～2025年4月）は最終年度に入り、①既存事業基盤の強化拡大、②新エネルギーへの取組み、③成長戦略としてのモビリティサービスの展開を軸に脱炭素社会に向け、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

エネルギー事業では、原油価格は地政学的リスクの影響や国内外の政策金利差による為替相場の影響を受けることに伴い、国内燃料価格は不安定な値動きも予想され、また、政府の元売りに対する補助金も当面2024年6月末までとなる見込みのなか、燃料販売数量の伸びは限定的に推移するものと予想されます。一方、後継者問題等によるSS事業者の淘汰が進む中、戦略的なSS拠点の拡大を図ることで燃料販売量を維持・拡大しつつ存続メリットを享受し、EV普及状況を見ながら急速充電器の設置等、新エネルギーへの対応も拡充してまいります。

また、収益面においては、引き続き燃料販売の適性マージンを確保しつつ、洗車、車検整備、カーリース、異業種施設の併設等による油外収益の拡大とともに営業体制の効率性を追求し、安定収益の確保に努めてまいります。

車検・整備部門では、脱炭素化社会の実現に向けた環境への配慮、燃費効率の向上に向けた全国的な展示会開催に積極的に参加することで、運送業界向けのエンジン洗浄機の拡販が期待されます。

カービジネス事業では、輸入車販売部門において、世界的な半導体不足、物流混乱等による新車供給体制が改善方向にある中で、車両販売価格の改訂による受注活動への影響が懸念されるも、ジープの新型モデル（コンパクトSUV）のデビューもあり、新車販売の回復が見込まれます。また、顧客ニーズに沿った中古車販売および整備サービス部門においても収益の下支えを強化してまいります。

レンタカー部門では、人流の拡大やインバウンド需要の回復など経済活動・社会活動の活性化が進む中、受注件数と貸出車両台数管理との稼働率向上を追求し安定収益の確保に努めてまいります。

モビリティ部門では、地元神奈川県を軸とした自治体、大手鉄道会社、および異業種との連携を拡大し、産業振興や社会課題解決をサポートするとともに、観光・都市・地域MaaSの更なるビジネスモデルの構築に向けた体制を整えてまいります。また、2023年7月の法改正実施に伴う電動キックボードの普及拡大の中、継続的に神奈川県警をはじめ地元自治体等と綿密な連携をとりながら交通安全の啓蒙に注力してまいります。

ライフサポート事業では、「ほけんの窓口」店舗の来場者数も回復傾向にあり、オンライン相談チャンネルも本格的に展開していく予定です。保険募集人の知識装備も向上しており、顧客のライフプランに沿った資産運用、相続対策等のコンサルティング営業を強化してまいります。また、当社グループの顧客を対象にした「サンオータスほけん」を展開することで各事業部とのシナジー効果を追求してまいります。

不動産部門では、引き続き、保有不動産の有効活用を検討していくとともに、不動産の流動化を視野に入れた資産効率を追求してまいります。

管理部門では、昨年度より進めております人事制度の抜本改訂を実施し、人財能力・経験・意欲を高める人的資本への投資を重視した経営を展開することで、持続可能な企業の実現と企業価値の向上をサポートしてまいります。

次期連結会計年度の業績見通しは、売上高19,500百万円、営業利益350百万円、経常利益400百万円、親会社株主に帰属する当期純利益330百万円を見込んでおります。

なお、上記予想は、現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、今後様々な要因によって実際の業績は記載の予想数値と異なる可能性があります。

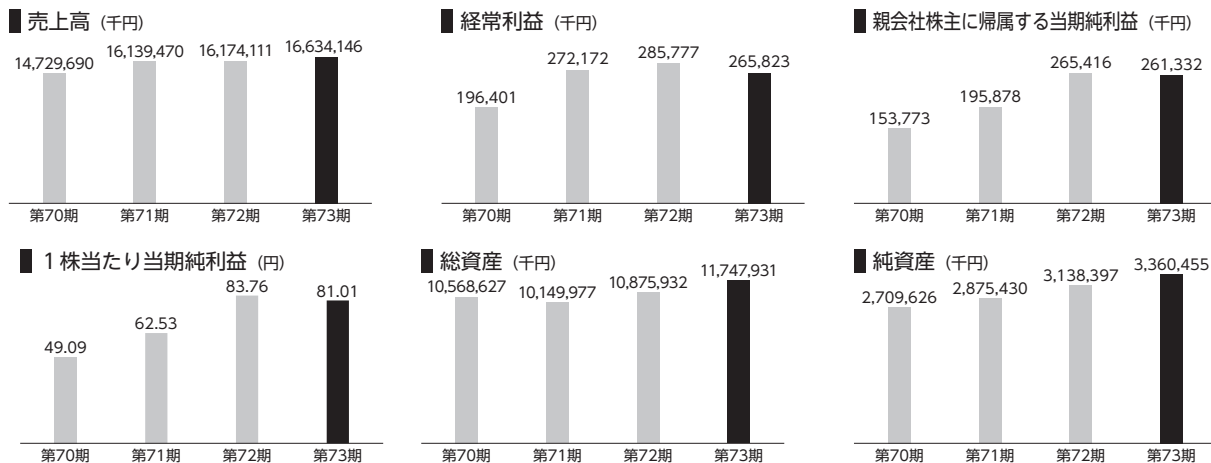
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 2020年度<br>第 70 期         | 2021年度<br>第 71 期         | 2022年度<br>第 72 期         | 2023年度<br>(当連結会計年度)<br>第 73 期 |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 売 上 高               | 14,729,690 <sup>千円</sup> | 16,139,470 <sup>千円</sup> | 16,174,111 <sup>千円</sup> | 16,634,146 <sup>千円</sup>      |
| 経 常 利 益             | 196,401 <sup>千円</sup>    | 272,172 <sup>千円</sup>    | 285,777 <sup>千円</sup>    | 265,823 <sup>千円</sup>         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 153,773 <sup>千円</sup>    | 195,878 <sup>千円</sup>    | 265,416 <sup>千円</sup>    | 261,332 <sup>千円</sup>         |
| 1株当たり当期純利益          | 49.09 <sup>円</sup>       | 62.53 <sup>円</sup>       | 83.76 <sup>円</sup>       | 81.01 <sup>円</sup>            |
| 総 資 産               | 10,568,627 <sup>千円</sup> | 10,149,977 <sup>千円</sup> | 10,875,932 <sup>千円</sup> | 11,747,931 <sup>千円</sup>      |
| 純 資 産               | 2,709,626 <sup>千円</sup>  | 2,875,430 <sup>千円</sup>  | 3,138,397 <sup>千円</sup>  | 3,360,455 <sup>千円</sup>       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数にもとづき算出したものであります。  
なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第71期の期首から適用しており、第71期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。



## (6) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

(2024年4月30日現在)

| 会社名             | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容   |
|-----------------|----------|---------|-----------|
| (株)エース・ビルメンテナンス | 30,000千円 | 100.0%  | ビルメンテナンス業 |
| 双葉石油(株)         | 15,300   | 100.0   | 石油製品の販売   |
| 若葉石油(株)         | 10,000   | 100.0   | 石油製品の販売   |

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、石油製品の小売・卸売販売、プジョーおよびジープブランドの輸入車販売を中心に、自動車の車検・整備、レンタカー、保険代理店業務、国産新車・中古車販売およびカーリース、ビルメンテナンス等の事業を営んでおります。

| 事業部名            | 営業内容           | 店舗数 | 備考                            |
|-----------------|----------------|-----|-------------------------------|
| エネルギー事業         |                |     |                               |
| エネルギー部          | 石油製品販売         | 19  | ENEOS株式会社特約店<br>キグナス石油株式会社特約店 |
| 双葉石油(株)         | 石油製品販売         | 2   | ENEOS株式会社特約店                  |
| 若葉石油(株)         | 石油製品販売         | 2   | ENEOS株式会社特約店                  |
| カーエンジニアリング部     | 車検・整備          | 1   | 民間車検工場                        |
| カービジネス事業        |                |     |                               |
| インポートカー部(プジョー)  | 新車・中古車販売       | 3   | Stellantisジャパン株式会社特約店         |
| (ジープ)           | 新車・中古車販売       | 1   | Stellantisジャパン株式会社特約店         |
| レンタカー部          | レンタカー          | 9   | オリックス自動車株式会社FC店               |
| モビリティ事業         |                |     |                               |
| モビリティ部          | 次世代モビリティサービス開発 | 2   |                               |
| ライフサポート事業       |                |     |                               |
| ライフサポート部        | 保険代理店          | 3   | ほけんの窓口FC店                     |
| 不動産関連事業         |                |     |                               |
| (株)エース・ビルメンテナンス | 総合ビルメンテナンス     | 1   | ビルメンテナンス・不動産賃貸業               |

(注) レンタカー部店舗数は取次店を除いております。

## (8) 主要な営業所

| 事業部             | 住所                 |
|-----------------|--------------------|
| 本社              | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| エネルギー事業         |                    |
| エネルギー部          | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 双葉石油(株)         | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 若葉石油(株)         | 横浜市港南区日野南一丁目1番17号  |
| カーエンジニアリング部     | 横浜市港北区新羽町848       |
| カービジネス事業        |                    |
| インポートカー部        | 横浜市青葉区荏田西五丁目18番10号 |
| レンタカー部          | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| モビリティ事業         |                    |
| モビリティ部          | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| ライフサポート事業       |                    |
| ライフサポート部        | 横浜市港北区新横浜二丁目4番15号  |
| 不動産関連事業         |                    |
| (株)エース・ビルメンテナンス | 横浜市鶴見区市場大和町2番23号   |

### 《営業店舗》

#### エネルギー事業

##### ・エネルギー部

|         |           |        |       |
|---------|-----------|--------|-------|
| 上中里SS   | 小菅ヶ谷SS    | 南本宿SS  | 鶴見SS  |
| 片倉SS    | 左近山SS     | 新横浜東SS | 松風台SS |
| 浅間町SS   | 港南中央SS    | 森の里SS  | 阿久和SS |
| N T 東SS | 東名横浜IC南SS | 藤沢南SS  | 霧が丘SS |
| 久地SS    | 王禅寺SS     | 霧が丘西SS |       |

##### ・双葉石油株式会社

|      |            |
|------|------------|
| 上郷SS | 衣笠ニュータウンSS |
|------|------------|

##### ・若葉石油株式会社

|          |          |
|----------|----------|
| 日野インターSS | 狩場インターSS |
|----------|----------|

・カーエンジニアリング部

|          |
|----------|
| 環境車検新横浜店 |
|----------|

カービジネス事業

・インポートカー部

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| プジョー横浜青葉 | プジョー相模原 | プジョー成城 |
| ジープ横浜港南  |         |        |

・レンタカー部（オリックスレンタカー）

|        |          |       |
|--------|----------|-------|
| 新横浜駅前店 | 大□店      | 横浜鶴見店 |
| 横浜西□店  | 横須賀中央駅前店 | 藤沢駅前店 |
| 新丸子駅前店 | 横浜港南店    | 町田駅前店 |

モビリティ事業

・モビリティ部

|              |                |
|--------------|----------------|
| Fujisawa SST | Tsunashima SST |
|--------------|----------------|

ライフサポート事業

・ライフサポート部（ほけんの窓口）

|       |            |        |
|-------|------------|--------|
| 金沢八景店 | LICOPA 鶴見店 | 二俣川駅前店 |
|-------|------------|--------|

不動産関連事業

・株式会社エース・ビルメンテナンス

|                 |
|-----------------|
| エース・ビルメンテナンス 本社 |
|-----------------|

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

| 事業別       | 従業員数(名)   | 前期末比増減(名) |
|-----------|-----------|-----------|
| エネルギー事業   | 71 (49)   | 0 (2)     |
| カービジネス事業  | 89 (36)   | 2 (2)     |
| モビリティ事業   | 7 (3)     | 1 (1)     |
| ライフサポート事業 | 18 (0)    | △2 (0)    |
| 不動産関連事業   | 9 (23)    | 1 (0)     |
| その他の部門    | 20 (6)    | 1 (0)     |
| 合計        | 214 (117) | 3 (5)     |

- (注) 1. 臨時従業員数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 臨時従業員数には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数      | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-------|--------|
| 199名(89名) | 41.2歳 | 12.5年  |

- (注) 1. 臨時従業員数は( )内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 臨時従業員数には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社 横浜銀行     | 3,615,047千円 |
| 株式会社 三井住友銀行   | 980,000千円   |
| 株式会社 三菱UFJ銀行  | 200,000千円   |
| 株式会社 りそな銀行    | 176,500千円   |
| 株式会社 商工組合中央金庫 | 164,185千円   |
| 株式会社 みずほ銀行    | 116,500千円   |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行済株式の総数

3,222,835株 (自己株式 7,665株を除く)



(2) 株 主 数 2,221名  
 (3) 大 株 主

| 株 主 名                   | 持 株 数 | 持株比率   |
|-------------------------|-------|--------|
| 太 田 興 産 株 式 会 社         | 827千株 | 25.68% |
| 北 野 淳 子                 | 279千株 | 8.66%  |
| E N E O S ホールディングス株式会社  | 234千株 | 7.26%  |
| 太 田 寿 美 子               | 160千株 | 4.97%  |
| 北 野 俊                   | 117千株 | 3.63%  |
| サ ン オ ー タ ス 社 員 持 株 会   | 71千株  | 2.23%  |
| 金 室 貴 久                 | 54千株  | 1.67%  |
| 今 津 基 茂                 | 39千株  | 1.21%  |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 39千株  | 1.21%  |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 38千株  | 1.20%  |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式数を控除の上算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

②当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2024年4月30日現在)

| 氏名    | 地位及び担当                         | 重要な兼職の状況          |
|-------|--------------------------------|-------------------|
| 北野俊   | 代表取締役社長兼執行役員<br>営業本部長          | —                 |
| 中村直   | 取締役兼執行役員<br>モバイルディパート<br>メント部長 | —                 |
| 久米健夫  | 取締役兼執行役員<br>管理本部長              | —                 |
| 高橋理一郎 | 取締役                            | R 鎌倉経営法律事務所 代表弁護士 |
| 藤田和由  | 取締役                            | —                 |
| 江畑敏行  | 常勤監査役                          | —                 |
| 小嶋郁夫  | 監査役                            | —                 |
| 北村俊和  | 監査役                            | —                 |

- (注) 1. 監査役江畑敏行氏は、当社管理本部経理部長を歴任、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役高橋理一郎および藤田和由の両氏は、社外取締役であります。なお、高橋理一郎および藤田和由の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小嶋郁夫および北村俊和の両氏は、社外監査役であります。なお、小嶋郁夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

### 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

|     |    |          |       |    |          |
|-----|----|----------|-------|----|----------|
| 取締役 | 5名 | 46,092千円 | (うち社外 | 2名 | 4,800千円) |
| 監査役 | 3名 | 8,850千円  | (うち社外 | 2名 | 2,400千円) |

(注) 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

### (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要につきましては、以下のとおりです。

#### ①基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬は、基本給と管理職手当および役員手当からなる基本報酬（固定報酬）と退職慰労金にて構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本給のみを支払うこととする。

#### ②取締役の報酬額の決定方針

当社の取締役の報酬は、月例の従業員給与の支給日に支払う固定報酬とし、株主総会で決定した報酬額等の範囲において、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮し、当社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本とする。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、基本方針にもとづき総合的に勘案し決定するものとする。

取締役の退職慰労金は、取締役が退任した際に、その在任期間の功労に報いるため、役員退職慰労金に関する規程の定めるところにより、株主総会での承認決議を経て支払うものとする。

#### ③取締役および監査役の報酬等の株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1992年3月23日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、1998年7月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は1名です。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当連結会計年度における当社の取締役の報酬等の額は、取締役会により一任された代表取締役社長北野俊が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体

の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。これらの方針、手続き等を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が基本方針ならびに決定方針等に沿うものであり、相当であると判断しております。

⑤指名・報酬委員会の設置について

当社では、取締役の指名・報酬に係る評価、決定プロセスの透明性、客観性、公正性を担保し、ガバナンス体制の強化、充実を図るため、2022年8月30日開催の取締役会にて、指名・報酬委員会の設置を決議し、設置しました。指名・報酬委員会は取締役会の決議によって選定された取締役で構成され、構成員は3名でその過半数が社外取締役であり、委員長はその構成員の社外取締役の中から選定するものとし、指名・報酬委員会の決議により決定します。次期以降の当社の取締役の報酬等の額は、株主総会の決議の範囲で、指名・報酬委員会にて審議し、その意見を尊重して取締役会において審議、決定するものとしします。

## (5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高橋理一郎氏は、2022年1月にR鎌倉経営法律事務所を設立、同代表弁護士に就任、兼務しておりますが、同事務所と当社間には特別な関係はありません。

社外取締役藤田和由氏は該当事項はありません。

社外監査役小嶋郁夫氏ならびに社外監査役北村俊和氏は、該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役高橋理一郎氏は、当期に開催された取締役会13回のうち12回に出席しており、主に弁護士としての豊富な経験と専門的見地および独立した客観的立場から議案審議および取締役会の意思決定について適切に様々な意見、助言を行っております。また、法律に関する高度な専門的知識と広い見識をもとに独立した立場から様々な助言や意見を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外取締役藤田和由氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに出席

しており、輸入自動車事業での豊富な経験や企業経営および営業戦略・マーケティングにおける高い知見から取締役会の意思決定について適切に様々な意見、助言を行っております。

社外監査役小嶋郁夫氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに、また監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、警察官としての豊富な経験にもとづいた高い公共性から、必要に応じて適宜発言を行っております。

社外監査役北村俊和氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに、また監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、出身分野である金融機関における長年の経験や企業経営を通じて培った豊富な知識・知見から、必要に応じて適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき報酬等の額                    | 27百万円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、重要事項を審議、決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ②取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
- ③取締役および使用人は、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等を遵守する。
- ④監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について、執行状況を把握し、社内管理部門と連携して独立した立場から法令違反等の有無について、監査を実施する。
- ⑤「内部通報（ヘルプ・ホットライン）制度」については、社内窓口ならびに社外窓口、監査役窓口により当社グループ従業員等の法令違反行為等に関するあらゆる通報に対して適切な処理を行い、公益通報者保護体制の確立を図る。
- ⑥財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性および適正性を確保する。
- ⑦内部監査室において、コンプライアンス体制等の有効性および業務運営の適切性について監査を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は文書管理規程にもとづき、適正に保存・管理する。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に従い、適正に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、リスクカテゴリーごとの所管部署を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を明確化するとともに、監査役と内部監査室が協力して部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①毎月1回開催する定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催する。
- ②取締役会のほか、毎月1回、取締役および各部門責任者等によって構成される経営会議を開催し、業績ほか主要事項の進捗を管理する。
- ③業務執行については、職務分掌・職務権限規程、その他社内諸規程を制定し、業務執行に関する責任、職務権限の明確化を図る。

**(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、経営計画にもとづいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確保するために関係会社管理規程を定め、これにもとづく統制を行う。また、グループ会社間の調整や重要な意思決定については、グループ会社各社と協議のうえ対応、重要性の高いものについては、当社取締役会への報告を義務付けている。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、管理部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査等を命ぜられた場合には、取締役およびその他の使用人の指示命令は受けないものとし独立性を確保する。また、当該使用人の評価・人事異動については、監査役会と事前に協議し、同意を得たうえで決定する。



## **(8) 監査役への報告に関する体制**

### **①取締役および使用人が監査役に報告するための体制**

取締役および使用人は、取締役会及び社内的重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、リスク管理に関する重大な事項、重大な法令、定款への違反事項、その他コンプライアンスに関する重大な事項があることを発見した場合は、直ちに監査役へ報告する。

### **②子会社の取締役・監査役等および使用人等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

子会社の取締役等および監査役ならびに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

## **(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度にもとづき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

## **(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について必要と認められる場合、その費用等の請求にもとづき、速やかに当該費用等を支払うこととする。

## **(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会または監査役は、代表取締役等ならびに監査法人とも定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について積極的に意見交換を行うほか、その他の取締役や使用人とも必要に応じて会合を持ち、監査環境の整備を図る。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する審査、決議を行い、取締役の職務執行状況を監督しているほか、経営会議を月1回開催し、経営体制や諸課題の検討、業績や主要事項の進捗管理を実施しております。

### ②コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款および社内諸規程等の遵守を徹底すること、社内での階層別コンプライアンス研修の実施などにより、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、リスク管理規程にもとづくリスク管理体制を構築しております。また、内部通報制度にもとづく内部通報窓口として、ヘルプホットライン社内窓口、社外窓口、監査役窓口を設置し運用しております。また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の開催等により、財務報告の信頼性および適正性を確保しております。

### ③監査役の職務の執行について

監査役の監査体制については、取締役会へ出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、月1回監査役会を開催し、監査方針、監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会にて社外監査役との情報共有を図るなど、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)             |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,725,287</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>5,222,024</b>  |
| 現金及び預金          | 806,328           | 買掛金                | 984,526           |
| 受取手形及び売掛金       | 910,370           | 短期借入金              | 3,010,000         |
| 商品              | 1,626,509         | 1年内返済予定の長期借入金      | 383,008           |
| 貯蔵品             | 2,536             | リース債務              | 294,428           |
| 前払費用            | 68,833            | 未払金                | 92,669            |
| 未収入金            | 102,792           | 未払費用               | 141,948           |
| その他             | 231,733           | 未払法人税等             | 12,526            |
| 貸倒引当金           | △23,816           | 未払消費税等             | 63,600            |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,022,643</b>  | 前受金                | 95,999            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,058,776</b>  | 賞与引当金              | 93,115            |
| 建物及び構築物         | 1,263,749         | その他の               | 50,201            |
| 機械装置及び運搬具       | 411,514           | <b>固定負債</b>        | <b>3,165,450</b>  |
| 土地              | 4,668,586         | 長期借入金              | 2,074,480         |
| リース資産           | 683,796           | リース債務              | 487,669           |
| その他             | 31,130            | 繰延税金負債             | 47,547            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>16,178</b>     | 役員退職慰労引当金          | 139,258           |
| ソフトウェア          | 528               | 退職給付に係る負債          | 333,089           |
| その他             | 15,649            | その他の               | 83,405            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>947,688</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>8,387,475</b>  |
| 投資有価証券          | 91,314            | (純資産の部)            |                   |
| 破産更生債権等         | 9,395             | <b>株主資本</b>        | <b>3,338,962</b>  |
| 保険積立金           | 379,808           | 資本金                | 100,000           |
| 繰延税金資産          | 144,553           | 資本剰余金              | 767,729           |
| 差入保証金           | 294,766           | 利益剰余金              | 2,471,565         |
| その他             | 37,245            | 自己株式               | △332              |
| 貸倒引当金           | △9,395            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>21,492</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,747,931</b> | その他有価証券評価差額金       | 21,492            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>3,360,455</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>11,747,931</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2023年 5月1日から  
2024年 4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 16,634,146 |
| 売上原価            | 12,630,613 |
| 売上総利益           | 4,003,532  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,756,861  |
| 営業利益            | 246,671    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 109        |
| 受取配当金           | 1,985      |
| 受取手数料           | 20,194     |
| 仕入割引            | 11,078     |
| 受取保険金           | 13,812     |
| その他             | 46,783     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 64,374     |
| その他             | 10,437     |
| 経常利益            | 265,823    |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 599        |
| 特別のれん発          | 18,646     |
| 特別損失            |            |
| 固定資産売却損         | 1,004      |
| 固定資産除却損         | 701        |
| 減損損失            | 15,184     |
| 棚卸資産除却損         | 2,954      |
| 役員退職慰労金         | 12,512     |
| 税金等調整前当期純利益     | 252,712    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 24,436     |
| 法人税等調整額         | △33,056    |
| 当期純利益           | 261,332    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 261,332    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2023年 5月1日から  
2024年 4月30日まで )

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |         |           |      |           |
|----------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                  | 100,000 | 767,729 | 2,265,109 | △332 | 3,132,506 |
| 連結会計年度中の変動額                |         |         |           |      |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |         | △54,876   |      | △54,876   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |         |         | 261,332   |      | 261,332   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) |         |         |           |      |           |
| 連結会計年度中の変動額合計              | —       | —       | 206,456   | —    | 206,456   |
| 2024年4月30日残高               | 100,000 | 767,729 | 2,471,565 | △332 | 3,338,952 |

|                            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|-----------------------|---------------|-----------|
|                            | その他有価証券評価差額金          | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                  | 5,890                 | 5,890         | 3,138,397 |
| 連結会計年度中の変動額                |                       |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |                       |               | △54,876   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |                       |               | 261,332   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) | 15,602                | 15,602        | 15,602    |
| 連結会計年度中の変動額合計              | 15,602                | 15,602        | 222,058   |
| 2024年4月30日残高               | 21,492                | 21,492        | 3,360,455 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,198,462</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,982,920</b>  |
| 現金及び預金          | 496,581           | 買掛金             | 927,603           |
| 受取手形            | 5,900             | 短期借入金           | 2,900,000         |
| 売掛金             | 780,598           | 1年内返済予定の長期借入金   | 358,626           |
| 商貯蔵品            | 1,600,467         | リース債            | 294,428           |
| 前払費用            | 1,413             | 未払金             | 90,026            |
| 未収入金            | 70,037            | 未払法人税等          | 125,593           |
| その他金            | 94,871            | 未払消費税等          | 4,403             |
| 貸倒引当金           | 171,786           | 未払引当金           | 86,600            |
|                 | △23,193           | 前受りの金           | 95,999            |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,780,091</b>  | 預そ              | 13,979            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,775,418</b>  | 固定負債            | <b>2,962,959</b>  |
| 建物              | 1,174,655         | 長期借入金           | 1,925,237         |
| 構築物             | 78,577            | リース債            | 487,669           |
| 機械及び装置          | 82,141            | 退職給付引当金         | 327,288           |
| 車両運搬具           | 311,009           | 役員退職慰労引当金       | 139,258           |
| 工具、器具及び備品       | 25,549            | その他             | 83,505            |
| 土地              | 4,419,690         | <b>負債合計</b>     | <b>7,945,879</b>  |
| リース資産           | 683,796           |                 |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,791</b>     | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| ソフトウェア          | 528               | <b>株主資本</b>     | <b>3,016,422</b>  |
| その他             | 13,262            | 資本剰余金           | 100,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>990,881</b>    | 資本剰余金           | 767,729           |
| 投資有価証券          | 66,971            | 資本準備金           | 462,500           |
| 関係会社株           | 119,306           | その他資本剰余金        | 305,229           |
| 出資              | 3,221             | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,149,025</b>  |
| 破産更生債権          | 9,395             | 利益準備金           | 30,692            |
| 差入保証金           | 254,183           | その他利益剰余金        | 2,118,332         |
| 繰延税金資産          | 142,575           | 別途積立金           | 1,430,040         |
| 保険積立金           | 376,862           | 繰越利益剰余金         | 688,292           |
| その他             | 27,759            | <b>自己株式</b>     | <b>△332</b>       |
| 貸倒引当金           | △9,395            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>16,251</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,978,553</b> | その他有価証券評価差額金    | 16,251            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>3,032,674</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>10,978,553</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2023年 5月1日から  
2024年 4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 15,204,110 |
| 売上原価         | 11,605,134 |
| 売上総利益        | 3,598,976  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,439,688  |
| 営業利益         | 159,288    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 54         |
| 受取配当金        | 13,262     |
| 受取手数料        | 34,379     |
| 仕入割引         | 9,902      |
| 受取保険金        | 13,812     |
| その他          | 42,244     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 62,873     |
| その他          | 9,021      |
| 経常利益         | 201,048    |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 599        |
| 特別損失         |            |
| 固定資産売却損      | 1,004      |
| 固定資産除却損      | 701        |
| 減損損失         | 15,184     |
| 棚卸資産除却損      | 2,954      |
| 税引前当期純利益     | 181,803    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,403      |
| 法人税等調整額      | △32,762    |
| 当期純利益        | 210,161    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年 5月1日から  
2024年 4月30日まで )

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|----------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                                        |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高                              | 100,000 | 462,500   | 305,229         | 767,729       |
| 事業年度中の変動額                              |         |           |                 |               |
| 剰余金の配当                                 |         |           |                 |               |
| 当期純利益                                  |         |           |                 |               |
| <small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）</small> |         |           |                 |               |
| 事業年度中の変動額合計                            | —       | —         | —               | —             |
| 2024年4月30日残高                           | 100,000 | 462,500   | 305,229         | 767,729       |

|                                        | 株 主 資 本   |           |         |           |         | 自己株式      | 株主資本合計 |
|----------------------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|--------|
|                                        | 利 益 剰 余 金 |           |         |           | 利益剰余金合計 |           |        |
|                                        | 利益準備金     | その他利益剰余金  |         | 繰越利益剰余金   |         |           |        |
|                                        |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金 |           |         |           |        |
| 当 期 首 残 高                              | 30,692    | 1,430,040 | 533,007 | 1,993,740 | △332    | 2,861,137 |        |
| 事業年度中の変動額                              |           |           |         |           |         |           |        |
| 剰余金の配当                                 |           |           | △54,876 | △54,876   |         | △54,876   |        |
| 当期純利益                                  |           |           | 210,161 | 210,161   |         | 210,161   |        |
| <small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）</small> |           |           |         |           |         |           |        |
| 事業年度中の変動額合計                            | —         | —         | 155,285 | 155,285   | —       | 155,285   |        |
| 2024年4月30日残高                           | 30,692    | 1,430,040 | 688,292 | 2,149,025 | △332    | 3,016,422 |        |



(単位：千円)

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 6,028        | 6,028      | 2,867,166 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |           |
| 剰余金の配当                  |              |            | △54,876   |
| 当期純利益                   |              |            | 210,161   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 10,222       | 10,222     | 10,222    |
| 事業年度中の変動額合計             | 10,222       | 10,222     | 165,507   |
| 2024年4月30日残高            | 16,251       | 16,251     | 3,032,674 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

株式会社サンオータス  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 田中 章公  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 浅山 英夫

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンオータスの2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンオータス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

株式会社サンオータス  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 田中 章公  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 浅山 英夫

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンオータスの2023年5月1日から2024年4月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に至っては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月2日

|            |           |
|------------|-----------|
| 株式会社サンオータス | 監 査 役 会   |
| 常勤監査役      | 江 畑 敏 行 ㊟ |
| 社外監査役      | 小 嶋 郁 夫 ㊟ |
| 社外監査役      | 北 村 俊 和 ㊟ |

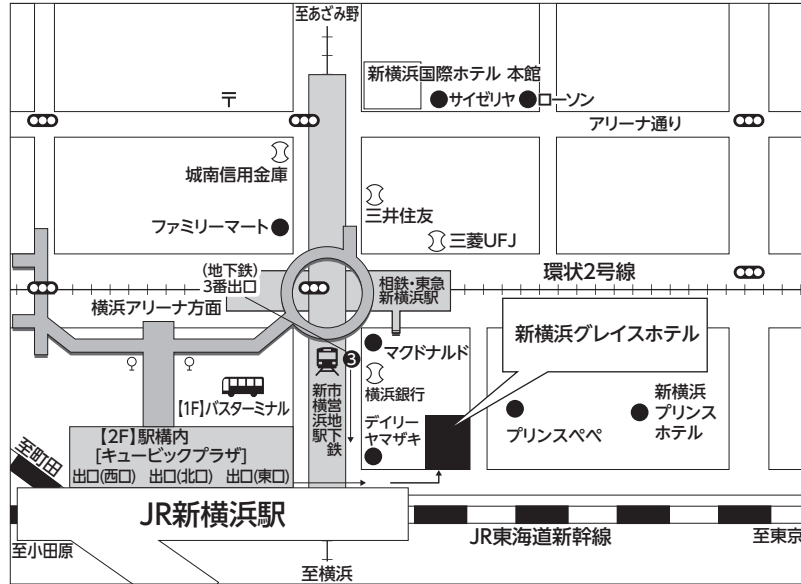
以 上

# 株主総会会場ご案内図

新横浜グレイスホテル 3階「グレイス」

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

電話045-474-5111 (代表)



## 交通のご案内

JR東海道新幹線新横浜駅東口、西口より

徒歩1分

JR横浜線新横浜駅北口より

徒歩1分

市営地下鉄ブルーライン・東急新横浜線・相鉄新横浜線新横浜駅3番出口より徒歩1分

本定時株主総会におきましては、**お土産の配布を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**UD**  
**FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。